

# インフルエンザワクチン予防接種予診票

診察前の体温

住所				TEL	
フリガナ 接種者氏名		男・女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日生
保護者氏名				( 歳)	

質問事項	回答欄		医師記入
1. 今日受る予防接種について裏面の説明文を読んで理解しましたか	いいえ	はい	
2. 今日受ける予防接種は今シーズン何回目ですか	回目	前回接種 月 日	
3. 今日、ふだんと違って具合の悪いところがありますか	ある(具体的に)	ない	
4. 現在、何かの病気で医師にかかっていますか その病気で薬を飲んでいますか その病気の主治医に予防接種を受けてよいと言われましたか	はい(病名) はい(薬剤名) はい	いいえ いいえ いいえ	
5. 1ヵ月以内に何か病気にかかりましたか	はい(病名)	いいえ	
6. 1ヵ月以内に予防接種を受けましたか	はい(予防接種名)	いいえ	
7. 予防接種を受けて具合が悪くなったことがありますか	はい(具体的に)	いいえ	
8. 今までに特別な病気(先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、血液疾患、免疫不全症、その他の病気)にかかり医師の診察をうけていますか	はい(具体的に)	いいえ	
9. ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか	ある(いつ 何回)	ない	
10. 薬や食品(鶏肉、鶏卵など)で蕁麻疹が出たり、具合が悪くなったことはありますか	ある(薬、薬品名)	ない	
11. 家族の中に先天性免疫不全症と診断されている人はいますか	はい	いいえ	
12. 女性の方へ 今妊娠しているあるいは妊娠している可能性がありますか	はい	いいえ	
13. 接種を受けられる方がお子さんの場合 分娩時、出生時、乳幼児健診などで異常がありましたか	はい(具体的に)	いいえ	
14. 予防接種の効果や副反応などのついて理解したうえで接種を希望しますか	いいえ	はい	
15. その他健康上のとこで医師に伝えておきたいことがあれば具体的に記入してください			

医師記入欄

医師の署名

以上の問診および診察の結果、今日の予防接種は (可能・見合わせる)  
本人及び保護者に対して、予防接種の効果、副反応及び医薬品医療機器総合機構法に基づく救済について説明した。

沖津 幹

皮下接種	0.5 ml	おきつ内科クリニック 沖津 幹
------	--------	-----------------

# インフルエンザワクチンの接種を受けられる方へ

## 接種を受けるときの注意

- ① ワクチンの必要性や副反応について不明な点がある場合は、接種を受ける前に医師に相談しましょう
- ② 受ける前日は入浴をして、体を清潔にしましょう
- ③ 当日は体調をよく観察して、普段と変わったところのないことを確認してください
- ④ 清潔な着衣をつけましょう
- ⑤ 予診票は大切な情報です。正確に記入しましょう
- ⑥ 接種を受ける方がお子さんの場合、母子手帳を持参してください

## 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかな発熱(37.5℃以上)のある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 過去にインフルエンザワクチンの接種を受けてアナフィラキシーショックをおこしたことがある人  
なお、他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーショックを起こした方は、その旨を伝えて判断を仰いでください
- ④ その他、医師が不適切と判断した人

## 接種を受ける際、医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓病、肝臓病、や血液の病気などのひと
- ② 発育が悪く、医師、保健師の指導を継続して受けている人
- ③ 未熟児で生まれて発育の悪い人
- ④ 風邪などのひきはじめと思われる人
- ⑤ 前に予防接種を受けた時、2日以内に発熱、発疹、蕁麻疹などのアレルギー様の異常が見られた人
- ⑥ 薬の投与または食品(鶏肉、鶏卵)などで皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある人
- ⑦ けいれんを起こしたことがある人
- ⑧ 過去に本人や近親者で先天性免疫不全と診断されたことがある人
- ⑨ 近親者の中で、または遊び友達、クラスメイトの間に麻疹、風疹、おたふくかぜ、水痘などの病気が流行している手、また、その病気にかかったことがない人
- ⑩ 妊娠の可能性がある人
- ⑪ 気管支喘息のある人

## 接種後の注意

- ① ワクチンを受けた後30分間は、様子を観察し医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう
- ② 接種後24時間は副反応の出現に注意しましょう
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位をこするのはやめましょう
- ④ 接種部位を清潔に保ち、激しい運動や、飲酒は控えましょう
- ⑤ 万一、高熱やけいれんなどの異常な症状が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください

## 医薬品副作用被害救済制度について

医薬品などを適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、重篤な疾患や傷害などの健康被害を受けた方の救済を図ることを目的として医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う公的な制度を「医薬品医療機器総合機構」が行っています